

都城市公告第 188 号

地域農業経営基盤強化促進計画（変更案）を作成したので、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 7 項の規定により、下記のとおり公告・縦覧する。

令和 7 年 8 月 1 日

都城市長 池田 宜永



記

1 地域農業経営基盤強化促進計画（変更案）を作成した地区

五十市地区、沖水地区、志和池西部地区、梅北地区、庄内東部地区、山之口南部地区、  
高城北部地区、木之川内地区、東霧島地区

2 変更理由

- ①農振農用地区域からの除外要望申請に伴う地域計画区域からの除外
- ②農地の貸借状況の更新に伴う担う者一覧の修正

3 縦覧場所

都城市役所 農政部農政課

4 縦覧期間

自 令和 7 年 8 月 1 日  
至 令和 7 年 8 月 15 日

5 意見の申し立て

計画の案に対する意見については、別添の地域農業経営基盤強化促進計画の変更案についての意見書を記載の上、都城市農政部農政課に提出してください。  
なお、意見の提出期限は縦覧期間満了の日までとします。